

月報私学

1

2017

Vol.229



1964（昭和39）年、当時の埼玉県吉川町（現吉川市）に開園した吉川幼稚園を発祥として、1969（昭和44）年に学校法人として認可され、地域の幼児教育を支える幼稚園・幼保連携型認定こども園と、幼児教育者と介護専門職を育成する専門学校を設置・運営し、本年は53年目となります。2019（平成31）年に迎える学校法人創立50周年を目標とした様々な創造する力を展開しています。

写真提供：学校法人 ワタナベ学園（埼玉県吉川市）

CONTENTS

- 年頭所感..... 2
- 平成28年度 私立高等学校入学志願動向..... 3
- 平成28年度 私学スタッフセミナーの報告..... 5
- 連載④「魅力あふれる学校づくりを目指して」
期待されるエデュ・ケアを目指して..... 6
- 退職時の手続き 一資格・短期給付・年金等給付・保健事業・貸付け..... 8
- 郵送検診の「子宮頸がん検診」を終了します／養育特例の対象範囲が拡大されました／
スチュワードシップ活動（株主議決権行使を含む）報告を公表しました..... 11
- 平成28年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会..... 12
- INFORMATION..... 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内..... 16

年頭感所



謹んで新年のお慶びを申し上げます。
新しい年を迎え、本年も私学関係者の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

昨年、平成28年熊本地震、度重なる台風襲来という大災害に見舞われ、甚大な被害にあわれた方々に心よりお見舞い申し上げます。

私学事業団は復旧・復興に向け、できる限りの支援に取り組んでまいっている所存でございます。

日本ではいま、「情報化」「グローバル化」の進展と急激な「少子化」に直面しています。それらを克服すべく、資源に乏しい日本では唯一無二の資源である「人材」の養成を不断に行っていくことが最も重要であります。貴重な人材を育てる教育こそが、我が国の発展を今後も支えていくこととなります。

私立大学を取り巻く昨年の動きとしては、文部科学省の有識者会議である「私立大学等の振興に関する検討会議」が、1年間の予定で開催されています。

そこでは、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化などの諸課題に鑑みつつ、私立大学等における教育等の一層の充実の必要性と、振興に関する総合的な検討がされています。

具体的には、①学校法人のガバナンス強化、②学校法人の経営力の強化、③財政基盤の確立などについて論議がなされております。

このような動きがあるなかで、**助成業務**において、

未来の日本に貢献する「人材養成」を

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 河田 悌一

①補助事業では、28年度で4年目をむかえた「私立大学等改革総合支援事業」のほか、地方の中小規模大学等の経営改革を支援する「私立大学等経営強化集中支援事業」を引き続き実施しています。

②貸付事業では、27年度で終了した耐震化長期低利融資に代わり、引き続き耐震化を促進するため、文部科学省からの「私立学校施設高度化推進事業費補助（いわゆる利子助成）」により、実質的に同等の支援を継続しました。

③経営支援・情報提供事業では、理事長・学長などを対象とした「私学リーダーズセミナー」や若手職員を対象とした「私学スタッフセミナー」を各地で開催しました。本年も継続して開催いたします。
平成26年度に開設した「大学ポータルトレート(私学版)」は、広く社会に私立大学の特色や魅力を発信。好評を博しております。

共済業務では、①短期給付事業として、平成28年の熊本地震で被災された加入者等の皆様が、災害見舞金等の支給及び特例災害貸付を速やかに受けられるよう7月に、熊本市内で災害見舞金等の現地受付・審査を実施しました。その結果、540件の請求及び申し込みがあり、約1億円の給付決定を行いました。

②年金等給付事業では、昨年10月から退職等年金給付の基準利率を年0.48%から0.32%に変更しました。この基準利率の変更に伴い、年金現価率も併せて変更いたしました。

また、昨年10月の「年金機能強化法」の施行に伴い、

短時間労働の教職員等に対する私学共済制度の適用拡大が図られました。これにより、特定学校法人に所属する等の要件を満たす教職員等については、短時間加入者として資格取得が必要となりました。

③福祉事業では、長引く低金利の影響により貯金資産の運用利回りが低下しているために、10月から年利0.5%から0.25%に変更いたしました。
また、マイナンバー制度の導入に伴い加入者等の皆様のマイナンバーの収集が始まっております。

中国の古典『管子』には、教育の重要性を次のように論じています。

一年の計（はかりごと）は、穀（穀物）を樹うるに如くはなし。

十年の計は、木を樹うるに如くはなし。
終身の計は、人を樹うるに如くはなし。

終身の計すなわち国家百年の計は、「人を樹うる」つまり「人材養成」が最も重要だ、というのであります。国土が狭く、資源の乏しいわが日本。その日本各地で、建学の精神に基づき優れた教育によって、「人材養成」を続けてきた私立学校が、今年も大きな成果をあげられることを、年頭に念じております。

本年も私ども私学事業団は、助成と共済の両業務を通じて、私学と私学にお勤めの皆様のため、役職員一同、業務にまい進してまいります。

平成28年度 私立高等学校入学志願動向

私学経営情報センターでは、平成28年度学校法人基礎調査から、私立高等学校の入学志願動向の速報値を集計しました。

ここでは、27年度と28年度の志願倍率（志願者／入学定員）や入学定員充足率（入学者／入学定員）等の状況を比較するとともに、男女校種別の動向、規模別の動向及び最近10年間の入学定員充足状況についてまとめました。

なお、通信教育と生徒募集を停止した高等学校は除いています。

私立高等学校の概況（表1）

28年度の集計学校数は1289校で、前年度より4校増加しました。集計された入学定員は約41万人で、前年度より約1200人増加しています。

また、志願者数が約1万3000人、受験者数が約1万6000人、入学者数は約46000人、それぞれ前年度より増加しました。この結果、入学定員充足率は85.09%で、前年度に比べて0.88ポイント上昇しました。

参考までに、28年度の15歳人口（中学校卒業者と中等教育学校後期課程1年生の合計〈学校基本調査—平成27年度（確定）…文部科学省より〉）を見ると、前年度と比べて約46000人減少

し、約118万人となっています。

男女校種別の動向（表2）

男女校種別において志願倍率が最も高いのは共学校で、以下男子校、女子校となっています。合格率は女子校、共学校、男子校、入学定員充足率は共学校、男子校、女子校の順となっております。この順序は19年度以降変わっていません。また、歩留率は26年度に男子校と女子校が逆転して、男子校、女子校、共学校の順となりましたが、28年

表1 私立高等学校の概況

| 区分 | 27年度 | 28年度 | 増減 |
|----------|-----------|-----------|------------------|
| 集計学校数(校) | 1,285 | 1,289 | 4 |
| 入学定員(人) | 410,061 | 411,310 | 1,249 (0.3%) |
| 志願者(人) | 1,159,455 | 1,169,785 | 10,330 (0.9%) |
| 受験者(人) | 1,136,971 | 1,147,604 | 10,633 (0.9%) |
| 合格者(人) | 1,044,610 | 1,051,109 | 6,499 (0.6%) |
| 入学者(人) | 345,326 | 349,975 | 4,649 (1.3%) |
| 志願倍率 | 2.83倍 | 2.84倍 | 0.01ポイント |
| 合格率 | 91.88% | 91.59% | △0.29ポイント |
| 歩留率 | 33.06% | 33.30% | 0.24ポイント |
| 入学定員充足率 | 84.21% | 85.09% | 0.88ポイント |

※志願倍率(志願者÷入学定員)、合格率(合格者÷受験者)
歩留率(入学者÷合格者)、入学定員充足率(入学者÷入学定員)

表2 男女校種別の動向

| 男女校種別 | 年度 | 集計学校数 | 入学定員 | 志願者数 | 受験者数 | 合格者数 | 入学者数 | 推薦者数 | 志願倍率 | 受験率 | 合格率 | 歩留率 | 推薦割合 | 入学定員充足率 |
|-------|------|-------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | | | A | B | C | D | E | F | B/A | C/B | D/C | E/D | F/E | E/A |
| 男子校 | 19年度 | 116 | 41,698 | 83,284 | 79,972 | 68,240 | 32,761 | 10,790 | 2.00 | 96.02 | 85.33 | 48.01 | 32.94 | 78.57 |
| | 20年度 | 110 | 37,938 | 72,424 | 70,875 | 61,389 | 30,288 | 10,588 | 1.91 | 97.86 | 86.62 | 49.34 | 34.96 | 79.84 |
| | 21年度 | 112 | 39,208 | 74,451 | 72,749 | 61,693 | 30,167 | 10,451 | 1.90 | 97.71 | 84.80 | 48.90 | 34.64 | 76.94 |
| | 22年度 | 110 | 38,215 | 74,642 | 72,902 | 61,392 | 30,898 | 9,751 | 1.95 | 97.67 | 84.21 | 50.33 | 31.56 | 80.85 |
| | 23年度 | 113 | 38,582 | 76,210 | 73,582 | 62,635 | 32,125 | 11,338 | 1.98 | 96.55 | 85.12 | 51.29 | 35.29 | 83.26 |
| | 24年度 | 107 | 36,255 | 71,106 | 68,315 | 57,656 | 29,173 | 10,682 | 1.96 | 96.07 | 84.40 | 50.60 | 36.62 | 80.47 |
| | 25年度 | 106 | 36,127 | 68,180 | 66,214 | 56,372 | 29,261 | 10,742 | 1.89 | 97.12 | 85.14 | 51.91 | 36.71 | 80.99 |
| | 26年度 | 100 | 33,871 | 64,159 | 62,490 | 53,075 | 28,471 | 9,709 | 1.89 | 97.40 | 84.93 | 53.64 | 34.10 | 84.06 |
| | 27年度 | 94 | 31,894 | 58,595 | 56,998 | 48,222 | 26,291 | 9,772 | 1.84 | 97.27 | 84.60 | 54.52 | 37.17 | 82.43 |
| | 28年度 | 92 | 30,704 | 56,920 | 55,491 | 46,832 | 26,006 | 9,394 | 1.85 | 97.49 | 84.40 | 55.53 | 36.12 | 84.70 |
| 女子校 | 19年度 | 305 | 89,293 | 132,493 | 130,497 | 121,927 | 58,019 | 24,178 | 1.48 | 98.49 | 93.43 | 47.59 | 41.67 | 64.98 |
| | 20年度 | 295 | 83,762 | 120,121 | 118,556 | 110,902 | 54,397 | 22,274 | 1.43 | 98.70 | 93.54 | 49.05 | 40.95 | 64.94 |
| | 21年度 | 293 | 81,048 | 111,230 | 110,060 | 103,038 | 52,981 | 22,245 | 1.37 | 98.95 | 93.62 | 51.42 | 41.99 | 65.37 |
| | 22年度 | 285 | 78,135 | 110,948 | 109,165 | 103,577 | 53,990 | 22,381 | 1.42 | 98.39 | 94.88 | 52.13 | 41.45 | 69.10 |
| | 23年度 | 283 | 77,061 | 104,906 | 103,744 | 98,726 | 52,311 | 22,349 | 1.36 | 98.89 | 95.16 | 52.99 | 42.72 | 67.88 |
| | 24年度 | 279 | 76,039 | 104,663 | 103,312 | 97,623 | 52,083 | 21,198 | 1.38 | 98.71 | 94.49 | 53.35 | 40.70 | 68.50 |
| | 25年度 | 274 | 74,227 | 100,260 | 99,138 | 93,876 | 50,235 | 19,713 | 1.35 | 98.88 | 94.69 | 53.51 | 39.24 | 67.68 |
| | 26年度 | 273 | 73,536 | 101,783 | 100,254 | 93,897 | 50,178 | 20,810 | 1.38 | 98.50 | 93.66 | 53.44 | 41.47 | 68.24 |
| | 27年度 | 270 | 72,662 | 95,395 | 93,807 | 90,147 | 47,803 | 21,038 | 1.31 | 98.34 | 96.10 | 53.03 | 44.01 | 65.79 |
| | 28年度 | 267 | 71,361 | 94,381 | 92,798 | 89,486 | 46,848 | 19,279 | 1.32 | 98.32 | 96.43 | 52.35 | 41.15 | 65.65 |
| 共学校 | 19年度 | 845 | 292,414 | 934,088 | 913,727 | 818,928 | 244,439 | 87,142 | 3.19 | 97.82 | 89.63 | 29.85 | 35.65 | 83.59 |
| | 20年度 | 859 | 296,223 | 951,669 | 934,482 | 847,924 | 247,659 | 89,629 | 3.21 | 98.19 | 90.74 | 29.21 | 36.19 | 83.61 |
| | 21年度 | 868 | 293,853 | 938,649 | 918,885 | 832,277 | 243,741 | 85,704 | 3.19 | 97.89 | 90.57 | 29.29 | 35.16 | 82.95 |
| | 22年度 | 869 | 292,276 | 965,029 | 946,282 | 863,170 | 253,025 | 88,699 | 3.30 | 98.06 | 91.22 | 29.31 | 35.06 | 86.57 |
| | 23年度 | 885 | 294,451 | 952,961 | 931,290 | 857,107 | 252,175 | 88,384 | 3.24 | 97.73 | 92.03 | 29.42 | 35.05 | 85.64 |
| | 24年度 | 888 | 296,695 | 974,562 | 953,823 | 878,863 | 262,110 | 89,325 | 3.28 | 97.87 | 92.14 | 29.82 | 34.08 | 88.34 |
| | 25年度 | 899 | 299,256 | 989,596 | 970,681 | 894,949 | 265,230 | 89,430 | 3.31 | 98.09 | 92.20 | 29.64 | 33.72 | 88.63 |
| | 26年度 | 911 | 303,097 | 1,005,080 | 986,500 | 905,509 | 269,814 | 95,881 | 3.32 | 98.15 | 91.79 | 29.80 | 35.54 | 89.02 |
| | 27年度 | 921 | 305,505 | 1,005,465 | 986,166 | 906,241 | 271,232 | 98,845 | 3.29 | 98.08 | 91.90 | 29.93 | 36.44 | 88.78 |
| | 28年度 | 930 | 309,245 | 1,018,484 | 999,315 | 914,791 | 277,121 | 100,592 | 3.29 | 98.12 | 91.54 | 30.29 | 36.30 | 89.61 |

度もそのままの順序となっています。集計学校数を19年度と比較すると、男子校が24校、女子校が38校減少した。のに対し、共学校は85校増加しています。

規模別の動向 (表3)

規模別において志願倍率が最も高いのは、1校当たりの入学定員が800人以上1000人未満の学校で、以下、400人以上500人未満、600人

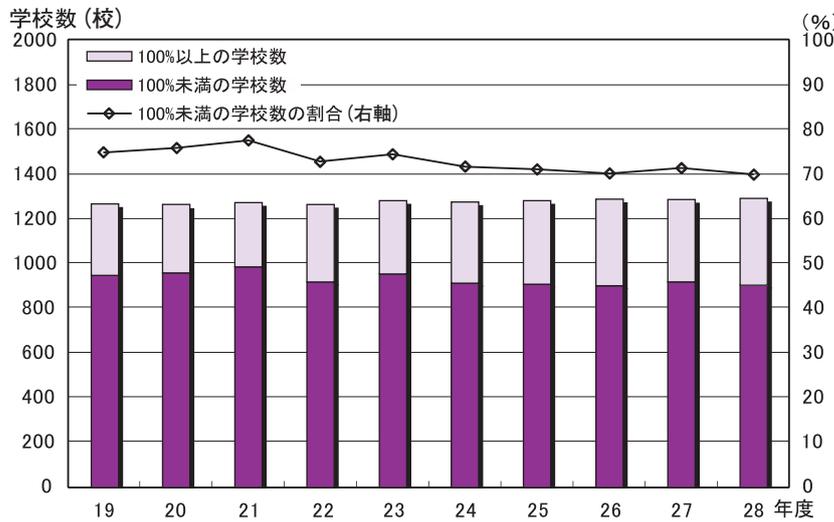
以上800人未満、1000人以上となつています。一方、入学定員充足率が最も高いのは、300人以上400人未満の学校で、以下、200人以上300人未満、400人以上500人未満の学校となっています。

表3 規模別の動向

| 1校当たり入学定員の区分 | 年度 | 集計学校数 | 入学定員 A | 志願者 B | 受験者 C | 合格者 D | 入学者 E | 志願倍率 B/A | 合格率 D/C | 歩留率 E/D | 入学定員充足率 E/A |
|---------------|----|-------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|---------|---------|-------------|
| | | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 倍 | % | % | % |
| 100人未満 | 27 | 60 | 3,740 | 5,364 | 5,266 | 4,748 | 2,591 | 1.43 | 90.16 | 54.57 | 69.28 |
| | 28 | 59 | 3,675 | 5,915 | 5,828 | 5,330 | 2,669 | 1.61 | 91.46 | 50.08 | 72.63 |
| 100人以上200人未満 | 27 | 213 | 32,011 | 60,563 | 59,609 | 55,895 | 26,884 | 1.89 | 93.77 | 48.10 | 83.98 |
| | 28 | 215 | 32,179 | 59,938 | 59,221 | 55,649 | 26,871 | 1.86 | 93.97 | 48.29 | 83.50 |
| 200人以上300人未満 | 27 | 367 | 88,690 | 231,058 | 226,675 | 207,878 | 76,335 | 2.61 | 91.71 | 36.72 | 86.07 |
| | 28 | 369 | 89,338 | 233,614 | 229,583 | 210,917 | 77,904 | 2.61 | 91.87 | 36.94 | 87.20 |
| 300人以上400人未満 | 27 | 275 | 92,736 | 274,115 | 268,614 | 246,649 | 82,985 | 2.96 | 91.82 | 33.64 | 89.49 |
| | 28 | 273 | 92,236 | 271,727 | 265,771 | 242,498 | 82,303 | 2.95 | 91.24 | 33.94 | 89.23 |
| 400人以上500人未満 | 27 | 198 | 85,873 | 263,846 | 259,691 | 237,381 | 72,161 | 3.07 | 91.41 | 30.40 | 84.03 |
| | 28 | 201 | 87,147 | 270,498 | 266,290 | 241,219 | 74,151 | 3.10 | 90.59 | 30.74 | 85.09 |
| 500人以上600人未満 | 27 | 92 | 49,383 | 144,464 | 141,255 | 131,980 | 39,369 | 2.93 | 93.43 | 29.83 | 79.72 |
| | 28 | 93 | 49,927 | 145,666 | 142,517 | 133,856 | 40,910 | 2.92 | 93.92 | 30.56 | 81.94 |
| 600人以上800人未満 | 27 | 65 | 42,648 | 129,157 | 125,807 | 115,258 | 33,902 | 3.03 | 91.61 | 29.41 | 79.49 |
| | 28 | 65 | 42,598 | 131,615 | 128,510 | 117,365 | 34,831 | 3.09 | 91.33 | 29.68 | 81.77 |
| 800人以上1000人未満 | 27 | 12 | 10,360 | 36,057 | 35,731 | 31,275 | 8,181 | 3.48 | 87.53 | 26.16 | 78.97 |
| | 28 | 10 | 8,590 | 33,435 | 33,080 | 28,210 | 6,962 | 3.89 | 85.28 | 24.68 | 81.05 |
| 1000人以上 | 27 | 3 | 4,620 | 14,831 | 14,323 | 13,546 | 2,918 | 3.21 | 94.58 | 21.54 | 63.16 |
| | 28 | 4 | 5,620 | 17,377 | 16,804 | 16,065 | 3,374 | 3.09 | 95.60 | 21.00 | 60.04 |
| 合計 | 27 | 1,285 | 410,061 | 1,159,455 | 1,136,971 | 1,044,610 | 345,326 | 2.83 | 91.88 | 33.06 | 84.21 |
| | 28 | 1,289 | 411,310 | 1,169,785 | 1,147,604 | 1,051,109 | 349,975 | 2.84 | 91.59 | 33.30 | 85.09 |

※全国の高等学校を1校当たり入学定員の人数により区分した。

図1 最近10年の入学定員充足状況



| 年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 100%以上の学校数 | 318 | 306 | 285 | 344 | 327 | 360 | 370 | 384 | 367 | 387 |
| 100%未満の学校数 | 948 | 958 | 988 | 920 | 954 | 914 | 909 | 900 | 918 | 902 |
| (100%未満の割合) | 74.9% | 75.8% | 77.6% | 72.8% | 74.5% | 71.7% | 71.1% | 70.1% | 71.4% | 70.0% |
| 合計 | 1,266 | 1,264 | 1,273 | 1,264 | 1,281 | 1,274 | 1,279 | 1,284 | 1,285 | 1,289 |

志願倍率の高い入学定員の区分と、入学定員充足率の高い入学定員の区分とは、必ずしも一致していません。最近10年の入学定員充足状況(図1) 19年度の入学定員充足率が100%未満の学校は948校で、全体の74.9%の割合でした。28年度は902校で、全体の70.0%の割合となっています。

ます。15歳人口が減少している中でも、ここ数年は入学定員充足率100%未満の学校数の割合が減少しており、改善傾向が読み取れます。

問い合わせ先 (私学振興事業本部)
私学経営情報センター 私学情報室
TEL 03(32330)7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp

平成28年度 私学スタッフセミナーの報告

私学事業団では、将来の学校運営の中核を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての広範な知識や柔軟な思考力を習得し、大学改革に向けた意欲形成を図ることを目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しました。

定員の約3倍の応募をいただき、仙台会場、箱根会場合わせて47法人47名にご参加いただきました。

このセミナーの特長は次のとおりです。

- ① 4人1組のグループワークが中心
- ② グループ発表がある
- ③ 同世代の職員と語り合える
- ④ 基礎的な知識（高等教育行政、学校法人会計、財務分析等）を短期間に習得できる
- ⑤ 講師と率直な意見交換ができる

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の策定」をテーマに、学校法人の現状分析、中長期経営計画の策定、理事会での論理的な説明など、実践力を養うことを目的に実施しました。

まずグループごとに、提示された情報をもとに、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い



グループ発表（仙台）

セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「職員の役割と重要性を再認識できた」、「大学改革に向けてさらに努力していきたい」等の意見をいただきました。以下、アンケートの

い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた中長期経営計画を策定し、理事会で報告することを想定したグループ発表を最終日に行いました。実際の作業にあたっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が永続的に教育を続けることができるよう、広い視野で経営方針を立てると、他のグループの発表は経営者意識を持ちながら聞くこと等意識して取り組みました。

回答の一部をご紹介します。

- ・「経営」の感覚というものが新しく自分の中にできた。
- ・チームメイトの意見を聞くのも一緒に作業をするのも楽しく、効果的にできたと思う。今後自分の職場でも同様に、チームで動き相乗効果を高めていきたい。
- ・もっと「大学経営」に関わることを知らなければならぬ。自ら知らなくてはならないという気持ちが生じた。
- ・他大学の友人が多数でき、これからの財産となった。

・自部署のみでなく、他部署の業務を意識しながら横断的に物事を考えられる職員を目指したい。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わってきます。私学事業団では、次年度も引き続き職員の資質向上に貢献してまいります。と考えています。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03(3230)7849・7850
Eメール center@shingaku.go.jp

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

開催場所・日時：①【仙台ガーデンパレス】 平成28年9月28日～30日
②【箱根 対岳荘】 平成28年10月12日～14日

対象：32歳以下かつ入職3年日以降の大学及び短期大学職員
参加：仙台会場は24法人・箱根会場は23法人

○1日目

| 時間 | 研修内容等 |
|--------|-----------------------------------|
| 13:00～ | 開会・オリエンテーション |
| 14:10～ | 講演①「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員 |
| 15:00～ | 講演②「学校法人会計について（初級編）」 私学経営情報センター職員 |
| 16:00～ | 講演③「財務分析と経営計画」 私学経営情報センター職員 |
| 18:00～ | 懇親会 |

○2日目

| 時間 | 研修内容等 |
|--------|--|
| 09:10～ | 講演④「大学職員の役割について」 【仙台】 岩田雅明氏（新島学園短期大学 学長） 【箱根】 川口敏弘氏（福岡工業大学 財務部長） |
| 11:00～ | 講演⑤「学校法人を取り巻く状況と今後の経営について」 【仙台】 加藤善一氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付 学校法人調査官） 【箱根】 上原貴之氏（文部科学省高等教育局 私学部参事官付 私学経営専門官） |
| 13:30～ | グループワーク |

○3日目

| 時間 | 研修内容等 |
|--------|---|
| 08:30～ | グループ発表 |
| 10:50～ | 総括 |
| 11:10～ | 修了証書授与・閉会（仙台会場 12:35解散） （箱根会場 13:35解散） |

※講師肩書は講演時、敬称略

魅力あふれる学校づくりを目指して

期待されるエデュ・ケアを目指して

学校法人 ワタナベ学園 理事長 山崎美夫
理事 丸山 一男

ワタナベ学園の建学の精神

学校法人ワタナベ学園は、1999（平成11）年に、これまでの法人運営を大きく改め、学園の総意をもって「キリスト教精神に基づく愛と共生の心をもって広く社会に貢献する人間の育成を目指し、その目的達成のため相互協力、何事も民主的におこなう」と建学の精神を定めました。以来一貫してその精神は変わりません。

ワタナベ学園の歴史

本学園は、1964（昭和39）年、埼玉県吉川町（現吉川市）に個人立の吉川幼稚園を開園したことに始まり、1969（昭和44）年に学校法人として認可され、53年を経て、幼稚園・幼保連携型認定こども園と、幼児教育者と介護専門職を養成する専門学校を運営する学校法人となり、現在に至っています。創立者は、初代理事長の渡辺哲夫ですが、これまで約半世紀にわたる法人の歴史は、佐々木淑恵、大久保武彦、能村澤子の歴代理事長のもと、教職員の献身的な努力と学園を巣立った卒業生・卒業生の活躍に支えられているところが大きいと思います。

歴代の理事長、理事・監事と活躍された教職員に対して、尊敬と感謝をもって、長く記憶にとどめなければなりません。

現在、第五代目理事長のもと、大胆な施策に取り組む方針を打ち出しており、そこでは「建学の精神」を基軸とする方向性を大切にしています。

地域社会とともに歩む幼児教育の役割

本学園は、キリスト教精神に基づいた「愛」と「思いやり」と「感謝」の心を育て、一人ひとりの成長を育むことを幼児教育・保育の方針としています。

●吉川幼稚園（埼玉県吉川市）、霞ヶ関幼稚園（埼玉県柏市）の3園では、「生きる力」を育む教育を大切にしています。子どもたちは幼児期に経験する様々な活動を通して、自分以外の他者とのかわりを考え、また、思いっきり遊ぶことによって、子どもたちの社会を形成しながら、その中で自然に約束事や友達との人間関係を学習します。そうした遊びを大切にしたい環境の中で「生きる力」を育む教育に取り組んでいます。

保育者は、指示するのではなくまず見守ること、子どもたちの主体性と自主性を尊重する保育を心がけています。



運動会の見事な組体操
認定こども園 越谷さくらの森（埼玉県越谷市）

●越谷さくらの森（埼玉県越谷市）、みさとさくらの森（埼玉県三郷市）、戸頭さくらの森（茨城県取手市）の三つの幼保連携型認定こども園では、0歳児から2歳児までの乳幼児を預かり、基本的な生活習慣を身につけて、子どもたちの興味や意欲を生かして、社会性と自立性を育む保育を心がけています。

3歳児から5歳児までの従来の幼稚園児については、1号認定・2号認定子どもを受け入れ、エデュケーション（教育）とケア（福祉）を組み合わせた保育計画を実施し、保護者を支援し、幼児教育の質を向上させながら、園の環境を生かして幼児期の子どもの成長にかかわっています。

幼保連携型認定こども園は、同一敷地内に幼稚園と保育園が併設され、0歳児から5歳児までの1号・2号・3号と認定を受けた子どもたちが様々にかかわりあう機会があり、その中



息の合ったバルーン演技
認定こども園 戸頭さくらの森（茨城県取手市）

職業教育に特化した専門学校の役割

本学園は、幼児教育者の養成や、介護を必要とする人たちへの機会を均等に保障する専門職の介護福祉士の養成にも力を注いでいます。これら本学園の専門学校は、職業教育を実践する観点から、文部科学大臣から「職業実践専門課程」にも認定されました。

●越谷保育専門学校（埼玉県越谷市）は、1969（昭和44）年に学校法人認可とともに開校した文部科学大臣・厚生労働大臣指定の卒業と同時に「幼稚園教諭2種免許状」と「保育士資格」が取得できる埼玉県唯一の専門学校です。

本校のミッションは、「豊かな人間性を身につけて、学び続けることのできる保育者を育てる」ことです。2年間の在学中、附属の幼稚園・認定こども

で成長していく過程が、新たな幼児教育・保育の成果となっています。

も園と連携して、子どもからも保護者からも信頼される保育者となり、未来に生きる子どもたちに全力を尽くすことのできる人材を育成しています。



保育祭での附属幼稚園の園児と学生との交流会
越谷保育専門学校（埼玉県越谷市）

●吉川福祉専門学校（埼玉県吉川市）の前身は1989（平成元）年に千葉県に創設した厚生労働大臣指定の介護福祉士養成の専門学校であり、埼玉県に移転した後も28年にわたり一貫して、介護を必要とする一人ひとりの「より良く生きるための支援」をする人材を養成しています。

これからの超高齢社会で介護の分野が必要とされる「専門知識」「実践技術」「感性教育」の三つの実践力を身につけて、地域社会に貢献していきます。

エデュ・ケアへのアプローチ

子どもたちや介護を必要とする人たちへの支援は、それぞれの家庭の事情を十分に配慮して成り立つものであり、保育者と介護専門職への人材確保

は喫緊の課題です。保育者や介護専門職は、職業としての動機づけも必要ですが、景気の動向によって他の職種の給与水準が上昇するなどにより、保育者や介護専門職への人材供給にも支障をきたす恐れがあります。機会均等な社会の実現を願って、その担い手の確保に向けては財政的な支援も期待されます。



充実した設備がある介護実習棟
吉川福祉専門学校（埼玉県吉川市）

地域社会との関わりの中で

本学園は、埼玉県、千葉県、茨城県内において、専門学校と幼稚園・幼保連携型認定こども園を運営しているため、地域とのかかわりを重要視しています。

「子ども大学よしかわ」もその事業のひとつであり、埼玉県と吉川市と協力し合って、施設を提供して、子どもたちのための大学を開校しています。

これらの活動を通して、埼玉県教育委員会から「埼玉教育応援団」の協力証を得ています。



入学式で挨拶をする山崎芙美夫理事長
2回目を迎えた「子ども大学よしかわ」

教職員が長く働ける環境を整備

女性の就労率の高い本学園にとって、男性女性を問わず、働き方の改革も喫緊の課題です。これは働く意欲のある女性の安定した所得水準を見込んだ継続雇用の保障とともに、より良い働く環境の実現であり、このことは男性の働き方改革とも併せて解決しない限り、本来の意味での女性の社会進出は進みません。

働き方の改革は、まだまだ道半ばですが、本学園は、教職員の仕事と子育ての両立を支援して、女性がいきいきと働ける職場環境づくりを実践している企業や法人として、埼玉県から「多様な働き方実践企業」として認定されました。



これまでの半世紀とこれからの半世紀に向けて——理事長 山崎芙美夫——

本学園の「建学の精神」は、「愛と共生」「社会に貢献する人材の育成」「民主的な相互協力」の3点と考えています。本年は創立53年目となりました。これまでの半世紀に及ぶ運営を支えてくださった教職員には感謝を申しあげます。

本学園は、埼玉県、千葉県、茨城県の幼児教育の拠点として「知識・技術・技能」の実践力を備えた人材を育成して、地域社会に貢献する学園づくりを目指して、時代に沿った幼児教育と職業教育の実現に力を注いでまいります。

とかく法人組織の崩壊は、すべて無意識の集合体によって起こると考えるならば、ワタナベ学園の将来に向けた展望と希望を教職員ないし地域社会に常に発信し、意識化することが、本学園の成長と発展を握っているように思います。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

山崎芙美夫（やまざき ふみお）
1947年生れ。埼玉大学教育学部卒業。2011年から現職。越谷保育専門学校校長を兼務。

丸山 一男（まるやま かずお）
1955年生れ。日本大学大学院法学研究科修了。2001年から現職。

退職時の手続き

資格・短期給付・年金等給付・保健事業・貸付け

加入者が退職する際には、さまざま
な手続きが必要です。保健事業には早
めに手続きが必要となるものもありま
すので、ご注意ください。

また、本誌に同封した「退職者向け
リーフレット」も併せてご利用くださ
い。リーフレットは私学共済ホーム
ページ〔事務担当者用ログインページ〕
にも掲載しています。

資格関係

業務部 資格課

資格喪失報告書の提出

教職員が退職したときは「資格喪失
報告書」を退職日から10日以内に提出
してください。

退職日の翌日（資格喪失日）から加
入者としての資格がなくなり、加入者
証や加入者被扶養者証は使用できなく
なります。資格喪失報告書に加入者証
や加入者被扶養者証を添付して返納し
てください。また、私学事業団から高
齢受給者証や限度額適用認定証等が交
付されているときは、これらの証も併
せて返納してください。

なお、年金等給付の加入者期間は資
格喪失日の属する月の前月までとなり
ます。月末に退職したときは退職月ま
で、月途中で退職したときは、退職月
の前月までが加入者期間になります。

75歳以上の教職員等が退職したとき

75歳以上の後期高齢者医療制度が適
用されている加入者が退職したときは
「資格喪失報告書」を退職日から10日
以内に提出してください。

後期高齢者医療制度が適用されてい
る加入者は、年金等給付・短期給付と
もに私学共済制度の適用から外れ、掛
金等の対象ではなくなるため、資格喪失
の報告が必要ですが、報告漏れが見受
けられます。忘れずに提出ください。

年金等給付加入者記録票の交付

70歳未満の加入者が資格喪失すると
確認通知書と「年金等給付加入者記録
票」を学校法人等宛てに送付しますの
で、退職した加入者に必ず渡してくだ
さい。

「年金等給付加入者記録票」には、
将来年金を請求するときに必要な加入
者番号や加入期間が記載されています。

任意継続加入の申し出

【加入の要件】
退職日まで引き続き1年と1日以上
の加入者期間がある人
ただし、過去の任意継続加入者で
あった期間は通算できません。

【利用できる給付等】
任意継続加入者とその被扶養者は、
次の給付や事業を利用できます。

・保険診療などの短期給付
ただし、傷病手当金などの休業給付
は任意継続加入者として受けること
はできません。資格喪失後の給付と
して傷病手当金や出産手当金を受け
ることはできません（後段の短期給付
の項を参照）。

・貸付けや貯金等を除いた福祉事業
※年金等給付は継続できませんので、
60歳未満の人は、国民年金等への加
入手続きをしてください。

任意継続加入者になれる期間

任意継続加入者になれるのは、最長
で2年間です。ただし、加入者が後期
高齢者医療制度に該当したときは資格
喪失となります。このため、2年経過
前に75歳を迎える人の加入者証等は、
75歳の誕生日の前日までの有効期限に
なります。

任意継続加入の手続き

退職者が要件に該当し、任意継続を
希望する場合は「任意継続加入者申出
用資格喪失報告書」を退職日から20日
以内に提出してください。後日、加入
者の住所宛てに「任意継続加入者証
（任意継続加入者被扶養者証）」と「任
意継続掛金納付通知書」、「任意継続加
入者のしおり」等を送付します。

納付通知書を受け取ったら直ちに掛
金を納付してください。納付期限まで
の納付が確認できないと、任意継続加
入者の資格を喪失又は資格取得が取り
消しになりますのでご注意ください。

なお、平成29年4月から任意継続掛
金の口座振替ができるようになります。
詳細については、本誌2月号及び

第2回事務担当者連絡会でお知らせし
ます。

短期給付関係 業務部 短期給付課

退職後も、次の資格喪失後の給付を
受けることができます。

ただし、他の健康保険制度（国民健
康保険を除きます）に本人として加入
したときは受けることができません。
なお、資格喪失後の給付に付加給付
はありません。

出産費

退職日まで引き続き1年以上加入者
であった人が資格喪失後6か月以内に
出産したときは、資格喪失後の出産費
を受けることができます。

①資格喪失後、国民健康保険に加入し
たときは、私学共済制度の資格喪失
後の出産費を受けてください。

②資格喪失後、被扶養者になったとき
は、家族出産費（又は家族出産育児
一時金）を受けるか、私学共済制度
の資格喪失後の出産費を受けるか、
どちらか一方を選択することになり
ます（両方は受けられません）。

※「直接支払制度」を利用するときは、
「私学事業団から資格喪失後の出産
費を受ける資格がある旨」の証明書
を医療機関等に提出することになり
ます。証明書は本人が文書（任意の
書式）で請求してください。

※「受取代理制度」を利用するときは、
出産予定日の2か月前以降に「出産
費申請書（受取代理用）」で申請し
てください。

出産祝品

福祉部 保健課

私学共済制度の資格喪失後の出産費を受け、引き続き養育する場合は、出産祝品が贈呈されます（申し出は不要です）。

出産手当金

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、退職時に出産手当金を受けていたときは、出産日後56日までの期間について出産手当金を受けることができます。

また、退職日までは給付額以上の報酬が支払われていたため出産手当金を受けていなかった人も、出産日後56日までの期間について受けることができます。

ただし、在職中は休業せず退職日まで勤務していた場合は受けることができません。

傷病手当金

退職日まで引き続き1年以上加入者であった人が、退職後も労働能力がなぐ療養している状態が継続している場合は、支給期間満了日（支給開始から1年6か月）を限度として傷病手当金を受けることができます。

①退職時に傷病手当金を受けていたときは、継続して受けることができます。

②在職中に傷病手当金を受ける要件を満たしているながら、給付額以上の報酬が支払われていたため傷病手当金を受けていなかった人も対象となります。

ます。

なお、雇用保険の基本手当を受けるため求職の申し込みをしたときは、傷病手当金の対象となりません。

また、障害給付（年金又は一時金）及び老齢・退職を事由とする年金を受けている場合には、傷病手当金を受けることができません。ただし、支給される年金の日額が傷病手当金の日額を下回るときは、その差額を傷病手当金として受けることができます。

埋葬料

加入者が退職後3か月以内に死亡したときは、埋葬料を受けることができます。

年金等給付関係 年金部 年金第一課

老齢・退職の年金の決定を受けていない人が退職した場合

老齢・退職の年金を受給するには、原則25年以上の公的年金制度の加入期間があることが前提ですが、年齢に応じて、次のような要件があります。

【65歳未満の老齢・退職の年金】

特別支給の老齢厚生年金（退職共済年金）の支給開始年齢は、昭和28年4月1日以前に生まれた人は60歳、昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までに生まれた人は61歳、昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までに生まれた人は62歳です。

被用者年金制度一元化前は、私学共済の加入者期間が1年以上あることが必要でしたが、一元化後は私学共済と

厚生年金保険、公務員共済組合の加入期間の合計が1年以上あれば、受給権が発生することとなりました。

【65歳からの老齢・退職の年金】

私学共済の加入者期間が1か月以上で受給権が発生します（一元化前は在職中の人は私学共済の加入者期間が1年以上あることが要件でした）。

●請求手続き

在職中に支給開始年齢に到達、又は支給開始年齢到達後に加入者期間が1年以上になった人については、学校法人等宛てに請求手続きの案内を送付しています。未請求の場合は、速やかに手続きをしてください。

年金の受給権が発生し、請求をしないまま5年を経過すると、時効により年金の受給権が消滅しますので、ご注意ください。

なお、昭和30年2月2日以後生まれの人で、支給開始年齢到達により年金の受給権が発生する場合は、支給開始年齢が同時期の実施機関の中で最後に加入した実施機関から受給権発生日の3か月前に請求手続きに関する案内が送付されます。ただし、海外に居住している人については、請求案内ができませんので、請求時期になりましたら本人から本事業団にご連絡ください。

【退職年金（新3階年金）】

退職の時点では、次の①～③のすべての受給要件に該当していない人でも、将来、有期退職年金を選択一時金で受給する場合に備えて、学校法人等から退職金（退職手当）の源泉徴収票が発行される場合は保管するようご指

導ください。また、海外に居住している人については、請求案内ができませんので、要件に該当しましたら本人から本事業団にご連絡ください。

●受給要件 ①引き続き1年以上の加入者期間がある ②65歳以上である ③退職している

老齢・退職の年金の決定を受けている人が退職した場合

平成27年9月以前に決定を受けた退職共済年金受給権者の場合は、10月以降の加入者期間で老齢厚生年金の決定が必要です（支給繰下げをしている人も含みます）。資格喪失を確認後、請求書を本人宛てに送付します。

なお、10月以降の老齢厚生年金受給者の場合は、手続きの必要はありません。退職後の年金は自動的に決定・改定を行います。

【支給繰下げをしている人】

65歳以降の年金について支給繰下げを希望している場合は、退職しても年金の支給は開始されません。一元化後は、退職の時点によって、繰下げ請求できなくなったり、繰下げ請求する時点が限られてくる場合があります。

本事業団から支給繰下げにかかる関係書類を送付しますので、受給開始の時期を確認のうえ手続きを行ってください。詳細については、本人から本事業団にご連絡ください。

※一元化以降に受給権が発生した老齢厚生年金を繰下げ希望している人は除きます。私学事業団から請求書等は送付しませんので、繰下げ請求は、

ご自身が受給開始を希望する前月に手続きしてください。

【65歳未満でハローワークに求職の申し込みをした人】

求職の申し込みをしたときは、届出書が必要な場合がありますので、本事業団にご連絡ください。

【退職年金（新3階年金）の請求がある人】

引き続き私学の期間が1年以上ある人が65歳以降に退職（みなし退職含む）した場合や、退職後に65歳になった場合は、「退職年金決定・改定請求書」を本人宛てに送付します。

【70歳の「みなし退職」後、実際に退職した人】

資格喪失を確認後、自動的に在職中の停止を解除し、本人宛てに通知します。

国民年金への届け出

退職後、自営業又は無職となる60歳未満の加入者やその被扶養者は、市区町村の国民年金担当の窓口で国民年金の種別変更の届け出が必要です。

保健事業関係 福祉部 保健課

積立貯金の解約

送金を希望する月の前月25日（必着）までに、学校法人等を通して「積立貯金解約請求書」を提出してください。

資格喪失後は預り金となり、利息はつきませんで、必ず解約の手続きをしてください。預り金の払い戻し請求の消滅時効は10年です。

積立共済年金の脱退

退職する月の前月25日（必着）までに、学校法人等を通して「積立共済年金脱退申出書」、「積立共済年金給付金請求書」及び「個人番号（マイナンバー）申告書類」（受取金額が一時金で100万円を超える場合、年金で年額20万円を超える場合に提出が必要）を提出してください。

資格喪失後も脱退申出書等の提出がない場合は、後日、本人宛てに未提出である旨を通知します。

※任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。

●給付コースの選択

年齢や加入期間などの条件（受給資格）を満たした人が退職したときには、年金・一時金・医療保険の各コースから選択することができます。

ただし、年金受給資格を満たしていない場合は、脱退一時金となります。

なお、終身保険コースは、昨今の金利環境の変化等により、払い込む一時払保険料が死亡（高度障害）保険金額を上回ることとなったため、新規の取り扱いを停止しています。このため、終身保険コースを選択いただくことができませんので、ご了承ください。

【5月から年金で受け取る時】

①2月24日（金）までに脱退申出書、給付金請求書、個人番号申告書類を提出

（退職（脱退）時一時払掛金の払い込みを申し込む場合は1月25日）

日が申し出の締め切りです）
②3月分の掛金を振り替え後、選択したコースの給付を5月から開始

【脱退一時金で受け取る時】

①2月24日（金）までに脱退申出書、給付金請求書、個人番号申告書類を提出

②3月分の掛金を振り替え後、3月下旬に積立金残高を加入者の口座へ送金

なお、年金コースを選択する場合は、10年を限度として年単位で受給権の取得を繰り延べることもできます。

※夫婦終身年金を選択した場合には、戸籍謄本が必要となります。

注 締切日が土・日休日の場合は、その直前の平日に順次繰り上がりります。

共済定期保険の脱退

3月末日までに退職し、4月から9月まで（保険料納付済期間）の保障を希望しないときは、3月末日までに「退職脱退申出書」を学校法人等を通して提出してください。納付済み前期末の保険料は6月中に加入者の口座へ返金します。

なお、脱退の手続きを行わなかったときは、資格喪失後も9月までの期間に限り保障の対象とし、保険料は返金しません。

※任意継続加入者になる場合は、継続して加入できます。
家族年金コース及び医療保障コース

については、6月下旬頃に配当金の送金が生じる場合があります。配当金の還付は登録の個人口座に行いますので、口座解約、口座番号や口座名義等の変更がある場合は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を4月10日（月）までに提出してください。

また、2年以上加入している人は、引き続き「退職後保障プラン」に加入できますので、共済定期保険フリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120(716)267

（平日午前9時～午後5時15分）

●給付請求の時効

積立共済年金・共済定期保険の給付請求の時効は3年です。

教職員生涯福祉財団のアイリスプラン

退職するときの詳しい手続きについては、専用のフリーダイヤルにお問い合わせください。

☎0120(844)022

（平日午前9時～午後5時15分）

貸付関係 福祉部 貸付課

貸付けは、学校法人等を退職することにより加入者資格を喪失したときは、即時に全額償還しなければなりませんので、学校法人等を通して払い込んでください。なお、あらかじめ在職中に全額を任意償還することもできます。

【資格喪失の確認後に即時償還をする場合】

学校法人等が提出した「資格喪失報告書」を本事業団が確認すると自動的に

に即時償還の通知を行います。

①最終定期償還

通常は資格喪失処理前に定期償還の決定処理が行われますので、退職後の定期償還が発生します。

②償還期限（払込期限）

償還通知書の交付日から60日後が償還期限となります。

③即時償還の額

最終定期償還後の元金残と払込日までの経過利息の合計額です。

原則、3枚の払込取扱票を送付しますので、即時償還通知書を確認し、払込日に応じた払込取扱票を使用してください。

●資格喪失の事前受付と即時償還

年度末に実施している事前受付で資格喪失を続した場合は、4月の定期償還を決定する前に資格喪失が確認できるため、3月が最終定期償還になります（事前受付については、本誌2月号に掲載予定です）。

【在職中に任意償還をする場合】

毎月15日（必着）までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」で申し出ると、任意償還の通知を行います。

①最終定期償還

任意償還申出書の提出期限日の翌月の定期償還は発生せず、当月の定期償還が最終になります。

②償還期限（払込期限）

最終定期償還の償還期限と同日です（例えば、貸付日2日の借受人が、3月15日までに任意償還の申し出をした場合、4月1日が償還期限となります）。

③任意償還の額

最終定期償還後の元金残額になりますが、半年払償還を併用している場合に限り、直近の半年払の償還月から払込日までの経過利息がかかります。

なお、償還期限（払込期限）を過ぎて払い込んだ場合、後日、学校法人等を通して不足利息を請求します。

※即時償還額又は任意償還額を事前に確認したい場合は、私学共済ホームページ「事務担当者用ログインページ」

「福祉事業関係」貸付け償還額の「試算」で試算ができますのでご利用ください。

郵送検診の

「子宮頸がん検診」を終了します

福祉部 保健課

郵送検診は自己採取した検体で検査を行います。現在実施している郵送検診のうち「子宮頸がん検診」は、検査に必要な細胞を自分で正確に採取することが難しく、医師の診察のもとで検査をするのに比べ発見率が少し劣ります。簡易検査という位置付けで実施してきましたが検査結果に影響を及ぼす可能性もあることから、「子宮頸がん検診」は平成29年3月31日申込受付分をもって終了します。

以後は、医療機関で医師採取による検査をお受けいただくようお願いいたします。

養育特例の対象範囲が拡大されました

業務部 資格課

育児・介護休業法の改正の施行（平成29年1月1日）により育児休業の対象となる子の範囲が拡大されましたが、それに伴い、同様に次の場合も3歳未満の子を養育する期間中の標準報酬月額の特例（養育特例）にかかる「子」に含まれることになりました。

- ・特別養子縁組のための試験的な養育期間にある子を養育している場合
- ・養子縁組を前提として里親に委託されている子を養育している場合
- ・養子縁組を前提とした里親として委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対している等の理由により、養育里親として委託された子を養育している場合

この改正により新たに養育特例の対象となり、養育特例の申請をする場合の添付書類については、私学事業団にお問い合わせください。



スチュワードシップ活動（株主議決権行使を含む）報告を公表しました

資産運用部

私学事業団では、資産保有者としての機関投資家として、金融庁が定めた日本版スチュワードシップ・コード（※1）を受け入れ、「スチュワードシップ責任（※2）」を果たすための方針を公表しています。

そのため、運用受託機関が行った平成27年度の株主議決権行使を含む、スチュワードシップ活動について、私学共済ホームページ「年金資産の運用」に掲載しましたのでご覧ください。

※1 機関投資家が、受益者（私学事業団の場合は加入者）と投資先企業の双方を視野に入れ、「責任ある機関投資家」としてスチュワードシップ責任を果たすに当たり、有用と考えられる諸原則を定めたものです。

※2 投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、受益者（加入者）の中長期的な投資リターン拡大を図る責任のことであります。

開催期間 2月8日(水)～3月3日(金) 各地で開催

| 開催地 | 会場及び所在地 | 開催日 |
|-----|--|---------|
| 東京※ | 文京区湯島1-7-5 東京ガーデンパレス 2階「高千穂」 | 2/13(月) |
| | | 2/14(火) |
| | | 2/15(水) |
| 横浜※ | 横浜市神奈川区高島台7-5 神奈川県私学会館 講堂 | 2/8(水) |
| | | 2/9(木) |
| 厚木 | 厚木市栄町1-16-15 厚木商工会議所 大会議室 | 2/20(月) |
| 新潟 | 新潟市中央区幸西3-3-1 新潟会館 1階「カトレア」 | 2/15(水) |
| 長岡 | 長岡市大手通1-4-10 アオーレ長岡西棟3階 ながおか市民協働センター 協働ルーム1・2・3 | 2/16(木) |
| 富山 | 富山市新総曲輪4-18 富山県民会館 701号室 | 2/16(木) |
| 金沢 | 金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター 本館第4研修室 | 2/15(水) |
| 福井 | 福井市宝永3-1-1 福井県国際交流会館 2階第3会議室 | 2/14(火) |
| 甲府 | 甲府市丸の内1-5-4 恩賜林記念館 大会議室 | 2/17(金) |
| 長野 | 長野市中御所岡田131-4 ホテル信濃路 3階「信濃」 | 2/22(水) |
| 松本 | 松本市中央1-23-1 松本商工会館 301会議室 | 2/23(木) |
| 岐阜 | 岐阜市藪田南1-11-12 岐阜県水産会館 大会議室 | 2/22(水) |
| 静岡 | 静岡市葵区追手町9-26 静岡県私学会館 5階大会議室 | 3/2(木) |
| 浜松 | 浜松市中区城北1-8-1 浜松市勤労会館「Uホール」 23会議室 | 3/1(水) |
| 沼津 | 沼津市大手町1-1-4 ブラサヴェルデ 401会議室 | 3/3(金) |
| 名古屋 | 名古屋市中区錦3-11-13 名古屋ガーデンパレス 3階「明倫」 | 2/21(火) |
| 津 | 津市上浜町1-293-4 三重私学青少年会館 大研修室 | 2/23(木) |
| 大津 | 大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海県民交流センター 2階204号室 | 3/1(水) |
| 京都 | 京都市上京区丸鳥通り下長者町上ル龍前町605 京都ガーデンパレス 2階「葵」 | 3/2(木) |
| 大阪 | 大阪市淀川区西宮原1-3-35 大阪ガーデンパレス 2階「桜・桐」 | 2/21(火) |
| 神戸 | 神戸市中央区北長狭通4-3-13 兵庫県私学会館 大ホール | 2/28(火) |
| 奈良 | 奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所 中ホール | 2/23(木) |

| 開催地 | 会場及び所在地 | 開催日 |
|-----|---|---------|
| 和歌山 | 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館 304会議室 | 2/22(水) |
| 倉吉 | 倉吉市駄経寺町212-5 倉吉未来中心 1階セミナールーム1 | 2/28(火) |
| 松江 | 松江市朝日町478-18 松江テルサ 中会議室 | 3/1(水) |
| 益田 | 益田市元町12-7 益田商工会議所 役員議員室 | 3/2(木) |
| 岡山 | 岡山市北区下石井2-6-41 ピュアリティまきび(公立学校共済組合岡山宿泊所)2階「千鳥」 | 2/23(木) |
| 広島 | 広島市東区光町1-15-21 広島ガーデンパレス 2階「錦」 | 2/21(火) |
| 福山 | 福山市三吉町1-1-1 東部総務事務所 第3庁舎8階 第381会議室 | 2/22(水) |
| 山口 | 山口市大手町2-18 山口県教育会館 第1研修室 | 2/22(水) |
| 周南 | 周南市徳山5854-41 周南市文化会館 練習室1 | 2/23(木) |
| 徳島 | 徳島市幸町3-55 ホテル千秋閣「鷹」 | 2/16(木) |
| 高松 | 高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター 7階第2中会議室 | 2/15(水) |
| 松山 | 松山市北持田町139-2 愛媛県生活文化センター 第1研修室 | 3/2(木) |
| 高知 | 高知市本町5-3-20 高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階中会議室「藤」 | 2/28(火) |
| 福岡 | 福岡市中央区天神4-8-15 福岡ガーデンパレス 1階「ガーデンホール」 | 2/28(火) |
| 久留米 | 久留米市城南町15-5 久留米商工会館 5階Aホール | 3/1(水) |
| 北九州 | 北九州市小倉北区大門1-5-1 西日本工業大学小倉キャンパス 大学院・地域連携センター401教室 | 2/21(火) |
| 佐賀 | 佐賀市天神2-1-36 グランデはがくれ 2階フラワーホール | 2/16(木) |
| 長崎 | 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター 3階講座室 | 2/14(火) |
| 佐世保 | 佐世保市稲荷町2-28 佐世保市労働福祉センター 2階中会議室B | 2/15(水) |
| 熊本 | 熊本市中央区水前寺1-33-18 水前寺共済会館グレースシア 1階「芙蓉」 | 2/21(火) |
| 大分 | 大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 中会議室 | 3/2(木) |
| 宮崎 | 宮崎市瀬頭2-4-5 宮崎県市町村職員共済組合 ひまわり荘 中会議室「尾鈴」 | 2/28(火) |
| 鹿児島 | 鹿児島市鴨池新町7-4 鹿児島県市町村自治会館 401号室 | 2/22(水) |
| 那覇 | 那覇市松尾1-6-1 沖縄県教職員共済会館 八汐荘 中会議室 | 3/3(金) |

平成28年度 第2回 私学共済事務担当者連絡会

広報相談センター 相談班

平成28年度第2回私学共済事務担当者連絡会を次のとおり開催します。

連絡会は、事務担当者の皆さんに最新の情報をお知らせすることを目的としています。ぜひご出席ください。

なお、出席にあたり事前申し込みは必要ありません。

また、対象の開催会場に参加できない場合は、ご都合に合わせて他の会場にご出席ください。

●開催内容

- 1 平成29年度の掛金等率
- 2 退職等年金給付にかかる基準利率及び年金現価率の変更
- 3 法律改正事項
 - 1) 年金受給資格期間の短縮（平成29年8月1日実施）
 - 2) 短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進（平成29年4月1日実施）
 - 3) 年金額の改定ルールの見直し（平成30年4月及び33年4月施行）
- 4 社会保障協定
- 5 各業務からのお知らせ
 - 1) 資格関係
 - ・資格取得・資格喪失報告書等の事前受付
 - ・資格取得報告書・被扶養者認定申請書へのマイナンバーの記入
 - ・養育特例の対象範囲の拡大 等
 - 2) 掛金関係
 - ・任意継続掛金の預金口座振替を開始します
 - 3) 短期給付関係
 - ・療養費・家族療養費の請求方法
 - 4) 年金関係
 - ・特別支給の老齢厚生年金の請求勧奨
 - ・退職年金（新3階年金）の請求手続き 等
 - 5) 保健関係
 - ・平成27年度特定健康診査等実績報告及び28年度実施のお願い
 - ・郵送検診の「子宮頸がん検診」の終了
 - ・共済定期保険「3大疾病保障コース」に新特約を導入
 - ・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）等
 - 6) 広報関係
 - ・私学共済ホームページをご利用ください 等

●開催時間

午後1時30分～4時

●出席カードの記入

連絡会当日は、出席カード（会場で配付するテキストに付いています）を記入していただきますので、必ず学校記号番号を確認のうえご出席ください。

※連絡会を2回以上開催する地区

| 開催地 | 開催日 | 対象学種 |
|-----|---------|------------------|
| 東京 | 2/13(月) | 大学、短期大学、高専、専修学校 |
| | 2/14(火) | 高等学校、中学校、小学校、幼稚園 |
| | 2/15(水) | 幼稚園、特別支援学校、各種学校 |
| 横浜 | 2/8(水) | 幼稚園を除く全学種 |
| | 2/9(木) | 幼稚園 |

●会場・開催日一覧

| 開催地 | 会場及び所在地 | 開催日 |
|------|--|---------|
| 札幌 | 札幌市中央区北1条西6 札幌ガーデンパレス 2階「孔雀・白鳥(2)」 | 2/14(火) |
| 函館 | 函館市湯川町1-32-2 函館アリーナ 多目的会議室 B-3 | 2/16(木) |
| 旭川 | 旭川市常盤通1 旭川商工会議所 道北経済センター 6階研修室 | 2/22(水) |
| 北見 | 北見市北3条東1 北見商工会議所 北見経済センター 2の1会議室 | 2/23(木) |
| 帯広 | 帯広市西3条南9-1 帯広商工会議所 帯広経済センター 研修室 | 3/1(水) |
| 釧路 | 釧路市幣舞町4-28 釧路市生涯学習センター 学習室703 | 3/2(木) |
| 青森 | 青森市安方1-1-40 青森県観光物産館「アスパム」4階「奥入瀬」 | 2/15(水) |
| 八戸 | 八戸市一番町1-9-22 八戸地域産業振興センター「ユートリー」5階視聴覚室 | 2/16(木) |
| 盛岡 | 盛岡市内丸11-2 岩手県公会堂 21号室 | 2/15(水) |
| 一関 | 一関市大手町3-40 岩手日報一関ビル 2階会議室 | 2/16(木) |
| 仙台 | 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 仙台ガーデンパレス 2階「鳳凰」 | 2/14(火) |
| 秋田 | 秋田市山王5-9-6 ふきみ会館 3階「鳳凰の間」 | 2/21(火) |
| 山形 | 山形市緑町1-2-36 遊学館（山形県生涯学習センター）第1研修室 | 2/23(木) |
| 酒田 | 酒田市南千日町4-50 酒田南高等学校 | 2/22(水) |
| 福島 | 福島市上町4-25 福島テルサ 研修室「しのぶ」 | 2/28(火) |
| 郡山 | 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所 4-2会議室 | 3/1(水) |
| いわき | いわき市平字田町120 いわき産業創造館 会議室1 | 3/2(木) |
| 水戸 | 水戸市笠原町978-26 茨城県市町村会館 201会議室 | 2/8(水) |
| 宇都宮 | 宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館 301会議室 | 2/10(金) |
| 前橋 | 前橋市野中町361-2 群馬県勤労福祉センター 第1・2会議室 | 2/17(金) |
| さいたま | さいたま市浦和区常盤6-4-21 埼玉県勤労福祉センター ときわ会館 502会議室 | 2/9(木) |
| 川越 | 川越市脇田本町15-13 東上パールビルディング 第1・第2会議室 | 2/10(金) |
| 千葉 | 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館 203会議室 | 2/8(水) |
| 柏 | 柏市東上町7-18 柏商工会議所 401会議室 | 2/9(木) |



共済事業本部
 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321(代表)
 電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
 確認できるものをお手元にご用意ください。

確定申告用の書類送付

1 住宅貸付の借受者

平成28年に住宅貸付を借り受けた人や、28年中に自己の居住の用に供した人の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」を、1月中旬に学校法人等宛てに送付します。残高証明書は、確定申告により住宅借入金等特別控除を受けるために必要となります。

なお、残高証明書は「工事等完了届(様式第8号)」の提出がないと発行されませんので、未提出の場合は速やかに提出してください。

※27年以前から住宅貸付を借り受け、自己の居住の用に供していた借受者の残高証明書は、年末調整用として、昨年10月14日に学校法人等宛てに発送しています。

また、年末調整用の残高証明書を発行した後に、任意償還等により年末残高や償還回数に異動が生じた人には、異動後の残高証明書を1月中旬に学校法人等宛てに送付します。 **【福祉部 貸付課】**

2 任意継続加入者

平成28年分任意継続掛金の納付が28年10月20日までに確認された人には、「平成28年分任意継続掛金納付証明書」を10月27日に発送しました。それ以降に初めて当該年分の掛金納付が確認された人には、「納付証明書」を1月下旬に送付します。 **【業務部 掛金課】**

3 年金受給権者

老齢・退職の年金は所得税法上、課税の対象となりますので、これらの年金を受給している人には、「平成28年分公的年金等の源泉徴収票」を「共済だより」第57号に同封して1月中旬に送付します。

なお、在職中などで平成28年中に年金の支払いがなかった人には送付しません。

平成28年から、源泉徴収票の書式が一部変更になっています。変更点等は「共済だより」第57号をご覧ください。 **【年金部 年金第二課】**

退職者向けリーフレットの送付

退職の際の私学共済制度や他の社会保険制度に関するさまざまな手続きをまとめたリーフレット(平成29年1月発行)を本誌に同封して送付しますので、退職を予定している加入者への説明等にご活用ください。

【広報相談センター 広報班】

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

【福祉部 貸付課】

貸付けの申込締め切りに ご注意ください

2月2日(木)送金分は1月13日(金)が申込締め切り日となります。締め切り日(毎月15日・月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

「給付金等送金記録のお知らせ」の送付

平成28年7月～12月までに学校法人等へ送金した短期給付金等の内容を記載した「給付金等送金記録のお知らせ」を1月下旬に加入者住所宛てに送付します。

【業務部 短期給付課】

1 月の共済業務スケジュール

| | |
|--------|---|
| 4日(水) | 掛金等 11月分納期限 貸付 送金 |
| 6日(金) | 貸付 12月分定期償還期限 |
| 10日(火) | 貯金 払込期限(必着) |
| 13日(金) | 貸付 2月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り |
| 20日(金) | 貯金 送金 |
| 23日(月) | 貸付 送金 |
| 25日(水) | 貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り 共済定期保険 口座・住所変更申出締め切り |
| 30日(月) | 掛金等 12月分掛金等口座振替(自振校のみ) 貸付 1月分定期償還口座振替(自振校のみ) |
| 31日(火) | 貸付 2月22日送金申し込み締め切り 掛金等 12月分納期限 |

2 月の共済業務スケジュール

| | |
|--------|---------------------------------|
| 2日(木) | 貸付 送金 |
| 6日(月) | 貸付 1月分定期償還期限 |
| 10日(金) | 貯金 払込期限(必着) |
| 15日(水) | 貸付 3月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り |

ホームページ休止及びメールサーバ停止のお知らせ

電気設備点検のため、私学事業団ホームページのうち「トップページ（<http://www.shigaku.go.jp/>）」、「私学振興事業本部（助成業務）ページ」、「学校法人向け情報システム（学校法人ポータルサイト、e-マネージャ等）」及び「大学ポートレート（私学版）」は、**2月3日（金）午後5時45分から2月6日（月）午前9時まで**に休止します。

なお、停止期間中はメールサーバも停止しますので、事業団宛てに送られたメールは受信できません。その場合、送信者にエラーメッセージが送信されないことがありますので、十分ご注意ください。

※「私学共済事業（共済業務）ページ」は通常どおり閲覧できます。

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

「魅力あふれる学校づくりを目指して」

「月報私学」では、標題の特集記事を募集しています。学校で取り組んでいる様々な改革事例を投稿して下さる方、又は執筆者をご紹介して下さる方をお待ちしています。

大学のみならず専修学校や幼稚園の改革事例も募集しておりますので、詳しくは私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学▶特集記事募集〕をご覧ください。

また、過去に掲載した記事の一覧を、「連載記事のアーカイブ」として掲載しておりますので、そちらも参考にしてください。

皆様からの応募をお待ちしています。

◆ 過去の掲載記事 ◆

| 掲載号 | 掲載法人 | タイトル |
|---------------|--------|-------------------|
| 3月号(VOL.219) | 滝川学園 | 「食・栄養・情報」の殿堂を目指して |
| 7月号(VOL.223) | 大正大学 | 首都圏から目指す「地域人」の育成 |
| 11月号(VOL.227) | 静岡英和学院 | 新校長の第一声 |
| 12月号(VOL.228) | 原田学園 | 資格は力なり・やればできる |

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7809~7811

Eメール kikaku@shigaku.go.jp



平成28年度版『今日の私学財政』（大学・短期大学編）及び（高等学校・中学校・小学校編）の送付時期について

例年、学校法人基礎調査にご協力いただいた学校法人にお送りしています『今日の私学財政』（大学・短期大学編）及び（高等学校・中学校・小学校編）の、平成28年度版については、学校法人会計基準改正に伴う対応のため、送付時期が以下のとおりとなります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い致します。

送付時期（予定）

| | |
|---------------|------|
| 大学・短期大学編 | 1月下旬 |
| 高等学校・中学校・小学校編 | 2月下旬 |

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団（九段事務所）1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集、自己点検・評価報告書、学校案内など私立学校にかかる資料を学校法人のご協力のもと収集し、本事業団の経営相談業務に活用させていただきます。

また、学校法人の業務改善を目的として、各学校法人の相互利用の観点から、学校法人関係者を対象に閲覧に供しています。制度等の見直し・検討等の際にご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

（連絡先は同上）

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

葉山 相 洋 閣

〒240-0116 神奈川県三浦郡葉山町下山口2040-1 ☎046(875)7300
 (JR「逗子」駅からバスで「長者ヶ崎」下車、徒歩3分)



相洋閣から望む富士

まんぷくプラン

1泊2食 / 1名様 10,600円

地魚を取り入れた会席料理が、内容ボリュームとも大好評いただいているプランです。



まんぷくプランの夕食 (イメージ)

鎌倉・葉山連泊割引 1名につき 500円引き

「鎌倉から葉山」又は「葉山から鎌倉」と連続してご宿泊していただきますと、1泊分のみ1名につき500円の宿泊料金割引の特典があります。ぜひご利用ください。

鎌倉 あじさい荘

〒248-0021 神奈川県鎌倉市坂ノ下25-4 ☎0467(22)3506
 (江ノ島電鉄「長谷」駅下車、徒歩8分)

穏やかな冬の鎌倉は寺社巡りや海を満喫できます
 散策の後は、鎌倉「あじさい荘」でおくつろぎください



古都・鎌倉プランの夕食 (イメージ)

古都・鎌倉プラン

1泊2食 / 1名様

1名 / 1室利用 10,800円

2名～4名 / 1室利用 9,300円



鶴岡八幡宮

融資事業のご案内

平成29年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表 (平成29年1月1日現在)

| 融資費目 | 返済期間 | | |
|---|-------------------|-------------------|------------------------------|
| | 20年以内 (うち据置2年) | 10年以内 (据置年数含む) | 6年以内 (据置年数含む) |
| 【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等 | 年% 0.50 | 年% 0.31 | 年% 0.41 |
| 【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等 | 0.60 | 0.41 | — |
| 【教育環境整備費】 校教具(幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象)、通園バス、大型設備・情報技術整備等の購入 | — | 0.31 | 5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.31 |

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
 (改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

29年度融資のご希望については、2月下旬から3月上旬頃に照会予定です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
 (私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp